



下関市総合計画

SHIMONOSEKI CITY MASTER PLAN

[第5章] 誰もが健康で、ふれあいを 大切にした温かみのあるまち 〈保健・医療・福祉〉

- 第1節 ■保健・医療の充実
- 第2節 ■国民健康保険事業の充実
- 第3節 ■地域福祉の充実
- 第4節 ■高齢者福祉の充実
- 第5節 ■障害者福祉の充実
- 第6節 ■児童福祉の充実
- 第7節 ■母子・父子福祉の充実
- 第8節 ■低所得者福祉の充実
- 第9節 ■介護保険事業の充実



保健・医療の充実

現状と課題

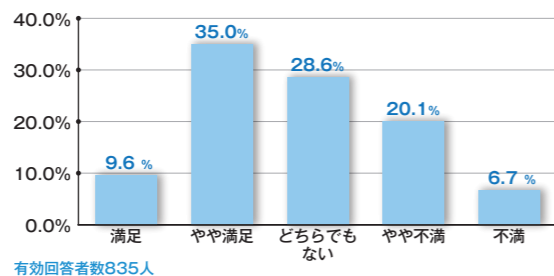
日本の平均寿命は世界最高水準に達し、また、「健康であり続けたい」という要求がますます高まっています。しかしながら、食生活を中心とした生活様式の変化や便利さの中で、運動量の減少、生活習慣病¹の拡大、高齢化²の進展による健康に対する不安等が増しています。

このため、市民一人ひとりが若い時期から健康を意識し、誰もが充実した人生を過ごすことのできるまちづくりが求められます。これは、医療費や社会保障費の抑制の観点からも重要な課題といえます。

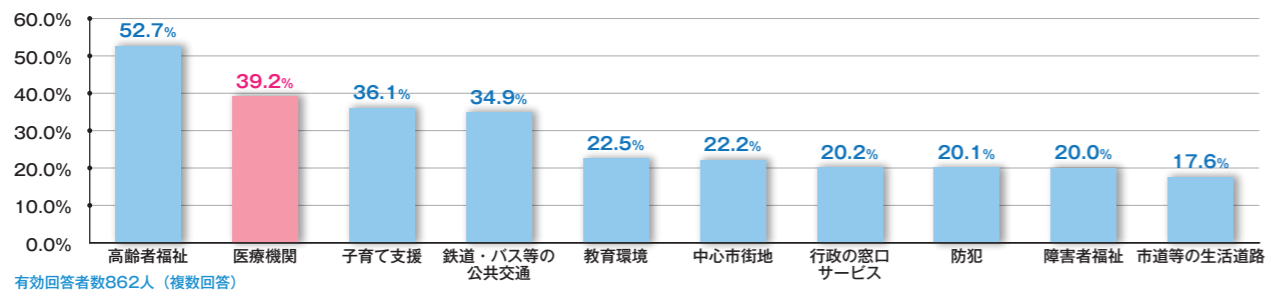
市民が地域において安全・安心して生活するためには、医療機能を強化するとともに、充実した医療施設の整備が必要となってきます。また、市立病院と市内の医療機関の連携を強化し、迅速かつ適切な対応を行うことのできる地域医療体制の充実を図ることが求められています。

市民アンケート調査結果

●医療機関に対する満足度



●生活項目のうち、今後重要だと思う項目（回答上位10件）



¹ 肥満症、高血圧症、高脂血症、糖尿病など、食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病のこと。

² 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。

救急医療体制

1次救急医療	<p>(毎夜間)</p> <p>休日夜間急患センター ○下関市夜間急病診療所</p> <p>(休日の昼間)</p> <p>在宅当番医 ○下関市医師会</p> <p>休日歯科救急センター ○下関市歯科医師会</p>
2次救急医療	<p>(平日の夜間・休日)</p> <p>病院群輪番制病院 ○(独) 国立病院機構 関門医療センター ○下関市立中央病院 ○山口県済生会下関総合病院 ○社会保険 下関厚生病院</p>
3次救急医療	<p>(24時間)</p> <p>救命救急センター ○(独) 国立病院機構 関門医療センター</p>

《参考》

※消防法に基づく救急隊により搬送される医療機関

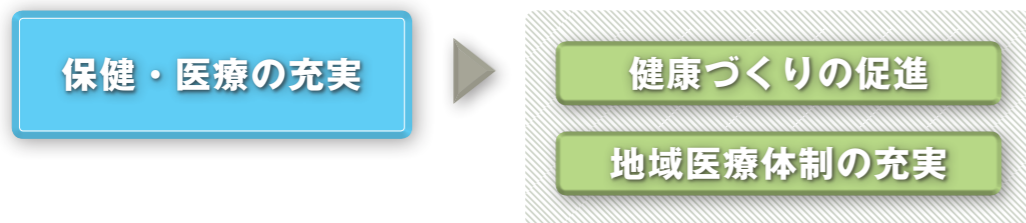
救急告示病院・救急告示診療所

- (独) 国立病院機構 関門医療センター
- 下関市立中央病院
- 下関市立豊浦病院
- 下関市立豊田中央病院
- 山口県済生会下関総合病院
- 社会保険 下関厚生病院
- 星の里会 岡病院
- 山崎病院
- 佐島医院

基本方向

- 保健については、健康の増進による生活習慣病の予防を積極的に図る観点から、本市における健康づくりの計画等の取り組みを踏まえ、健康診査³や健康教育・相談、訪問指導のほか、住民主体による健康づくり活動の積極的な支援を行い、市民の健康寿命⁴の延伸・生活の質の向上（生涯現役⁵の人生）の実現に努めます。
- 医療については、救急医療と併せて市内の医療機関の総合ネットワークの構築を図るとともに、農山漁村を中心にへき地総合医療体制⁶の整備及び専門医等の招へいを行います。また、高度、特殊な診療や治療、新たな医療ニーズへの対応、医療水準の向上や地域医療の支援を行うため、医療施設の機能維持・強化に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1 健康づくりの促進

(1) 総合的な保健活動拠点の整備

市民の健康づくりに関する多様なニーズに応じ、きめ細かな保健サービスを効果的に提供するため、活動拠点となる各保健センターの機能強化及び保健センター等拠点施設の整備に努めるとともに、健康づくりに関する広域的な推進体制を整備します。

(2) 地域保健、健康づくり対策の充実

市民自ら地域の健康課題に気づき、健康づくりへの主体的な取り組みを促進するため、健康づくり計画「ふくふく健康21」に基づき、乳幼児から高齢者まで市民のさまざまな立場や段階に応じた適切な事業を実施し、健康なまちづくりを推進します。

市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるよう、食習慣や運動、休養等生活習慣の改善、生活習慣病、がんの予防と早期発見を促進する等、各種保健事業を実施します。

市民一人ひとりが、食に関する関心を深め、良い食習慣を身に付け、生涯にわたって食を楽しむ心をもって実践することにより市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むよう

に、食育⁷推進計画「下関ぶちうま食育プラン」に基づき事業を推進します。

健康危機⁸発生等の緊急時に対応するため、保健所機能の強化を図るとともに、日常生活での心がけや、正しい知識の普及啓発、さらには予防接種の勧奨等を行い、結核をはじめとする感染症対策の充実に努めます。

少子化や核家族化による母子を取り巻く環境の変化に応じ、子どもを安心して生み、育てることができるよう妊産婦、乳幼児等に対して、健康診査、母子保健相談等の充実に努めます。

歯科保健について、健康診査・健康相談・健康教育等を行い、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

精神保健について、こころの健康や精神障害者の保健、医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施するとともに、社会復帰を目的とした相談指導に努めます。

2 地域医療体制の充実

(1) 救急医療体制の充実

傷病者の症状に応じ、適切な救急医療体制を強化します。次世代を担う子どもたちを始め市民に身近な一次救急医療⁹機能の充実に努めるとともに、二次救急医療¹⁰及び三次救急医療¹¹との連携体制の一層の強化を図ります。

医師の確保が困難となっている小児救急医療、周産期医療¹²については、その充実を図ります。

市立3病院については、24時間救急体制を維持・強化するとともに、特に中央病院は災害拠点病院¹³としての機能の充実・強化を図ります。

(2) 高度医療機器の充実

新たな医療ニーズへ対応するため、高度医療機器の導入を図るとともに、最新医療技術を提供するため、既存の医療機器の更新に努めます。

7 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する力を育てること。

8 食中毒、感染症、毒物劇物、医薬品、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態。

9 主として入院を必要としない救急患者に対する医療を提供するもの。夜間急病診療所や在宅当番医制度などがある。

10 原則として一次救急医療からの患者を受け入れ、主として入院、手術等の治療が必要な重症患者の医療を提供するもの。

11 一次救急医療及び二次救急医療の後方病院として、一次及び二次救急医療施設からの転送患者を受け入れ、重篤救急患者の救命医療を提供するもの。

12 周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守ること。

13 地震などの災害時に、24時間緊急対応し、被災地内の傷病等の受け入れ及び搬出を行なうことが可能な体制を有する病院のこと。

3 職場などで健診を受ける機会のない人や、高齢者等の市民を対象に市が実施する、健康に関する検査。

4 心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。

5 全ての人々が、高齢期を迎えても、仕事やボランティアなど様々な分野でいきいきと活躍できること。

6 人口の減少や高齢化が著しく、交通条件等に恵まれない地域においても、地域間で格差が生じないように診療所運営や巡回診療等の総合的な保健・医療サービスを提供するための体制。

(3) 病院、診療所の充実

市立中央病院については、地方独立行政法人¹⁴化等の病院改革を推進します。また、地域がん診療連携拠点病院¹⁵として、地域の医療機関との連携をはじめとする各種医療体制の強化を図るとともに、市民の健康管理とがん診療の更なる充実を目的とする、地域医療センター（仮称）建設事業を推進します。

豊浦病院については、地域の基幹病院としての整備を行い、豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医療を受けられるよう、医師の確保を図るなど、市民の多様な医療ニーズに対応できるような医療機能の充実に努めます。

事業	事業概要	事業主体
	病院、診療所の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●市立病院改革の推進 地方独立行政法人化 ●病院、診療所の健全な運営と医療サービスの充実 ●へき地等における医療体制の充実 ●病院、診療所の整備 地域医療センター（仮称）の建設 	市 市 市 市

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
健康づくりの促進	総合的な保健活動拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●各保健センターの機能強化 ●広域的な推進体制の整備 ●保健センター等拠点施設の整備 地域保健、健康づくり対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり計画「ふくふく健康21」の推進 ●食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」の推進 ●保健所機能の強化 ●感染症対策の推進 ●成人、妊婦、乳幼児等市民健康診査の充実 ●歯科保健事業の充実 ●精神保健事業¹⁶の充実 ●健康教育、指導の充実 	市 市 市 民間・市 民間・市 市 市 市 市 市
地域医療体制の充実	救急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●救急センター等の整備 ●休日等、夜間急病対策業務の推進 ●小児救急医療、周産期医療の充実 高度医療機器の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●新たな医療ニーズに対応する高度医療機器の導入 ●定期的な医療機器の更新による医療機能の維持 	市 市 市 市 市



ふくふく健康21推進大会

¹⁴ 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

¹⁵ 全国どこでも質の高いがん診療を受けることが出来るよう、各地域におけるがん診療の拠点として厚生労働省より指定された病院。

¹⁶ 精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保や、精神障害者の社会復帰促進、市民の精神的健康の増進を図る取り組み。

国民健康保険事業の充実

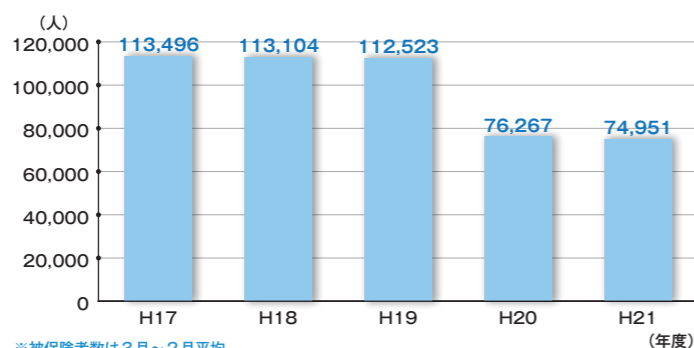
現状と課題

国民健康保険は、ある日突然に病気やけがをした場合にも、安心して医療が受けられるよう、日頃からお金を出し合い（すなわち保険料を納め）、それを医療費に充てるといった助け合いの制度です。

今日、食生活を中心とした生活様式の変化や便利さの中で運動量の減少による生活習慣病¹の増加、また、医療の高度化に伴う医療費の増大及び財源の確保は、保険制度を維持していく上で、大きな課題となっています。

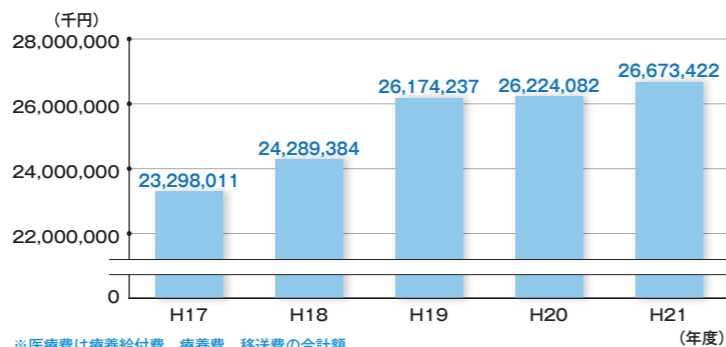
これらの病気にかかる入院や通院費用の家族や社会の負担は、増加の一途をたどっており、今後、市民の健康増進と医療費増加の抑制のために特定健診²の普及と保健指導³を積極的に行うことが必要とされています。

被保険者数の推移



※被保険者数は3月～2月平均。
※平成20年度から後期高齢者医療制度開始。
(資料) 下関市保険年金課

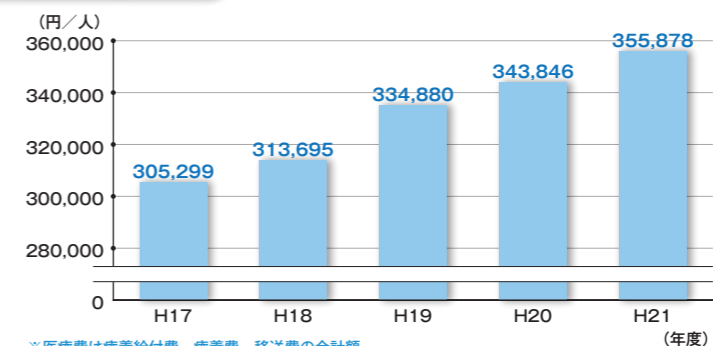
医療費の推移



※医療費は療養給付費、療養費、移送費の合計額。
※医療費は窓口負担分を含む。
※平成19年度以前の医療費は老人を除く。
(資料) 下関市保険年金課

1 内臓脂肪型肥満、高血圧症、高脂血症、糖尿病など、食事・運動・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病のこと。
2 特定健康診査の略で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。平成20年4月より、実施年度において40～75歳となる医療保険の加入者を対象にスタートした。
3 対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣を改善していくよう、様々な働きかけやアドバイスを行う取り組み。

被保険者一人当たり医療費の推移



※医療費は療養給付費、療養費、移送費の合計額。
※医療費は窓口負担分を含む。
※平成19年度以前の一人当たり医療費は老人を除く。
(資料) 下関市保険年金課

基本方向

○国保財政の健全化に努め、保健・福祉との連携を強化し、被保険者の健康の保持と増進を目的とした、事業の拡大・充実を図ります。

施策体系図

国民健康保険事業の充実

国民健康保険の適正な運営

各事業の方向

1 国民健康保険の適正な運営

(1) 国民健康保険制度の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、徴収体制の見直しを行い、保険料の収納率向上に努めます。

保健・福祉との連携を強化し、保健事業の充実を図り、被保険者の健康の保持と増進に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
国民健康保険の適正な運営	国民健康保険制度の充実 ●保健サービスの充実 ●適正かつ安定した制度の運営	市市

地域福祉の充実

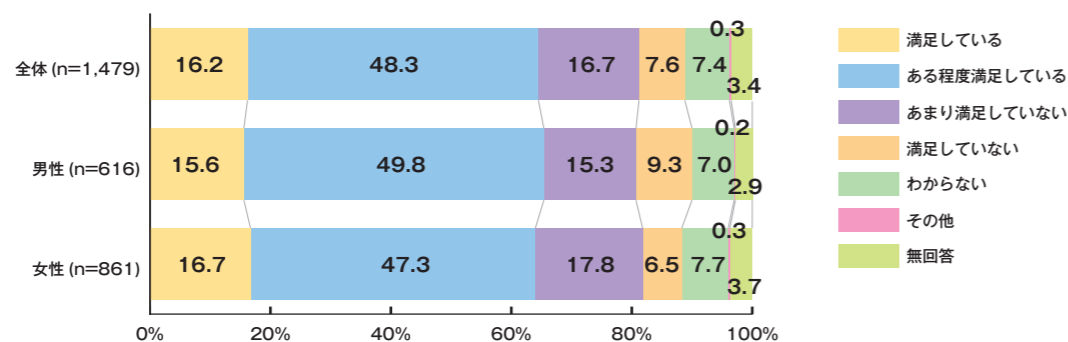
現状と課題

わが国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民の社会的つながりも希薄になるなど地域社会は変容しつつあり、高齢者、障害者等の生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

他方で、近年、市町村を中心とする福祉施策が盛んになり、ボランティアやNPO¹等の活動も活発化し、福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっております。

こうした社会状況の中で、行政と地域組織、社会福祉団体等が連携して地域の課題の解決に取り組む、誰もが安心して住み慣れた地域で充実した生活が送れるような地域福祉を充実させていくことが求められています。

アンケート調査結果：今住んでいる地域社会に対する満足度



(資料) 下関市福祉政策課

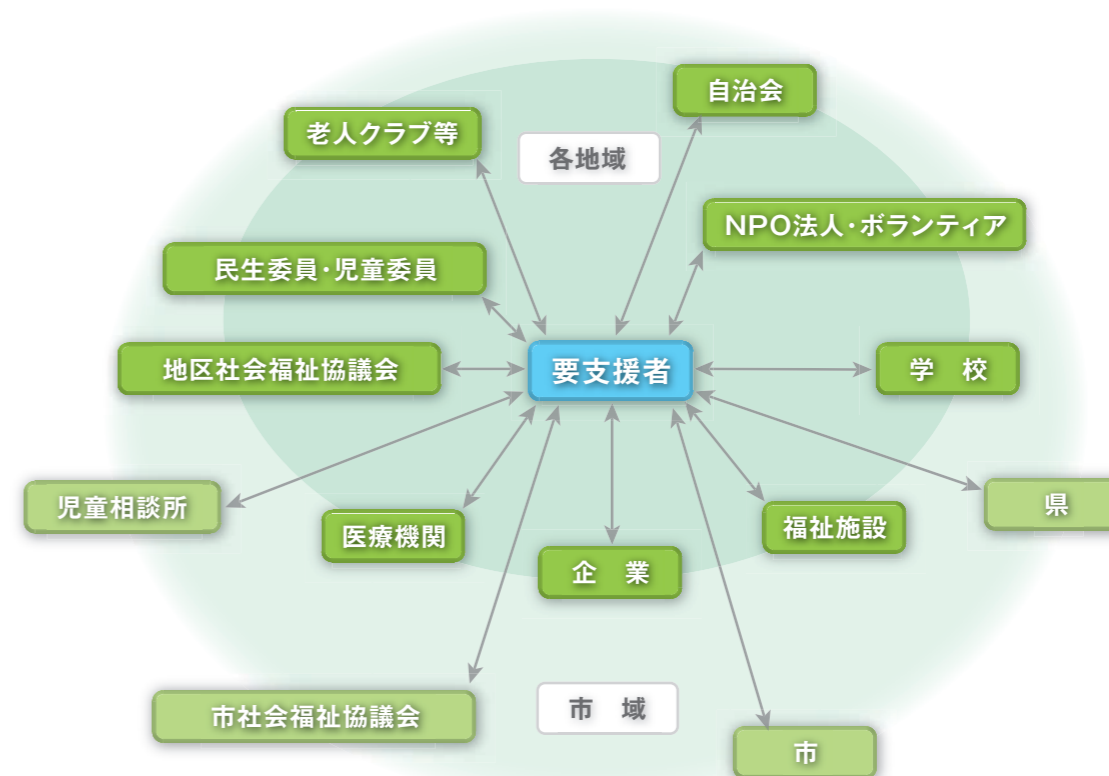
基本方向

○行政、地域組織、社会福祉団体、企業、個人がともに連携し、地域福祉活動を積極的に展開していくため、活動支援体制の整備等を促進します。

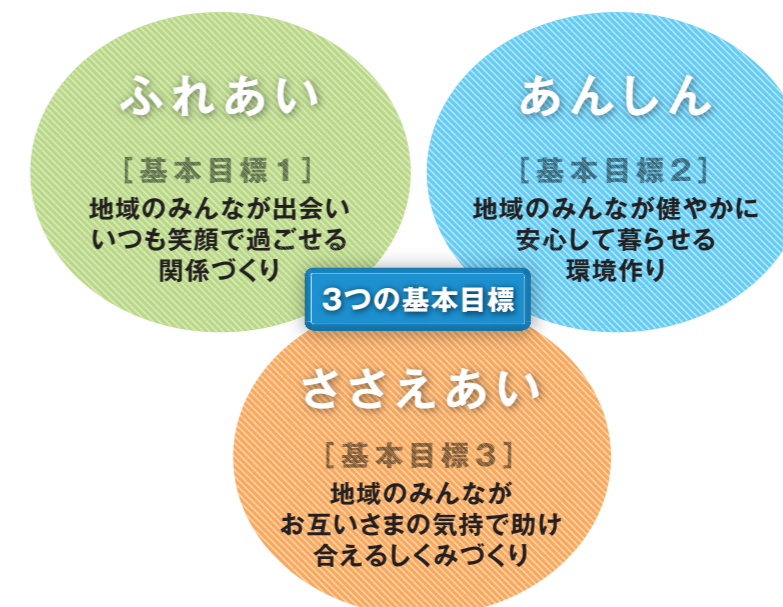
施策体系図



地域福祉のイメージ



下関市地域福祉計画の基本目標



¹ Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

各事業の方向

1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

下関市地域福祉計画²の中で基本目標としている「地域みんなが出会い、いつも笑顔で過ごせる関係づくり」「地域みんなが健やかに安心して暮らせる環境づくり」「地域みんながお互いさまの気持ちで助け合えるしくみづくり」の施策に取り組み、地域福祉活動を推進します。

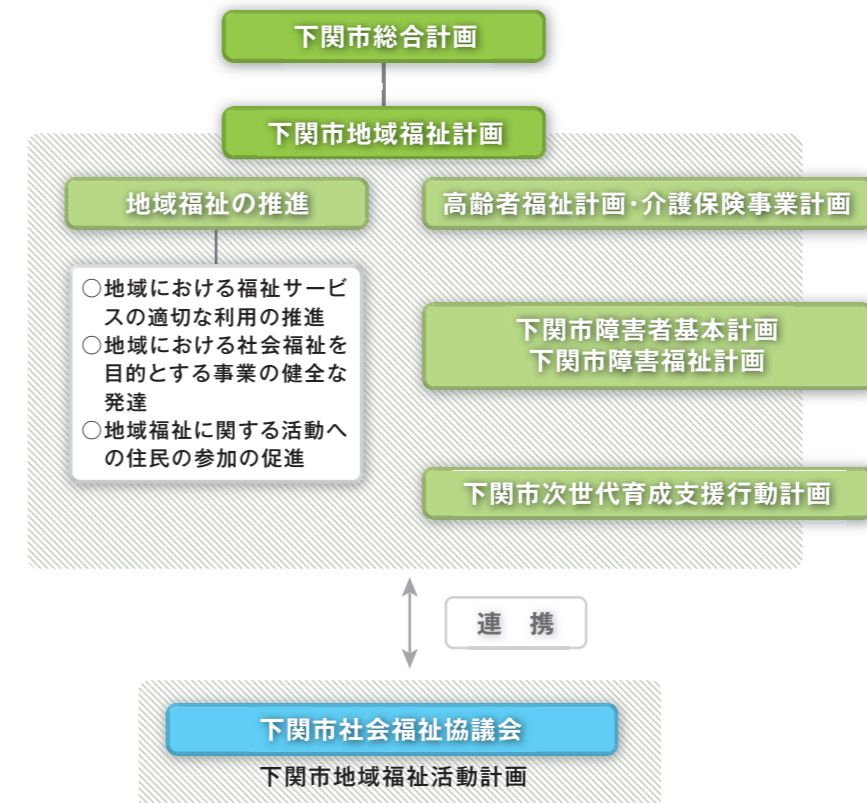
また、地域の社会福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会の体制強化と支援の充実とともに、ボランティア等民間活動団体への支援の充実に努めます。

地域福祉の向上は、市民すべてに通じる課題であり、市民一人ひとりに対する福祉教育や各種相談の充実に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
地域福祉の推進	地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における社会福祉推進体制の整備 ● 社会福祉協議会の体制強化と支援の充実 ● ボランティア等民間活動団体に対する支援 ● 福祉教育の充実 ● 災害時要援護者に対する支援 ● 各種相談事業の充実 	市 市 市 市 市 市

地域福祉計画の位置づけ



² 市民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備するために市が策定する計画。

高齢者福祉の充実

現状と課題

我が国の高齢者人口の割合が年々高くなる中で、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

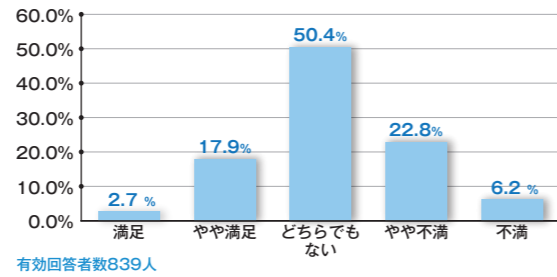
本市の高齢化率¹は28.0%（平成22年4月）に達し、全国平均の23.0%（同年同月）を大きく上回っています。

積極的に社会参加しようとする高齢者や介護サービス²を活用して住み慣れた家庭での生活を継続している高齢者が増える一方、地域とのかかわりが希薄となる中で、閉じこもりや孤独死、在宅での介護が困難なケース等、生活への不安や問題を抱える高齢者も増加しています。

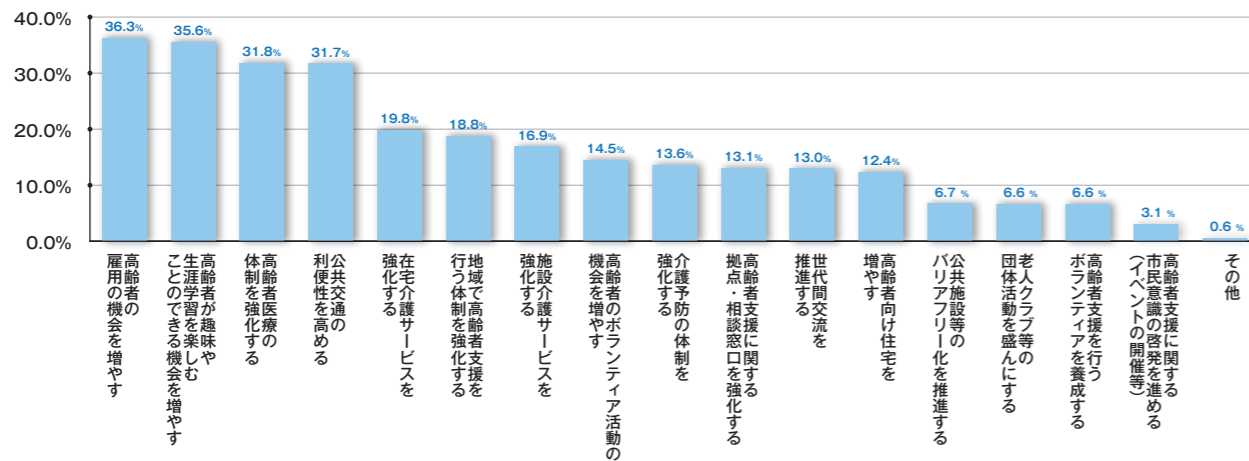
また、就労意欲があってもその機会に恵まれない高齢者や、自らの知識・技能等を地域社会の中で活かしていない高齢者も少なくなく、高齢者の社会参加を促進する環境整備が課題となっています。

市民アンケート調査結果

●高齢者福祉に対する満足度



●下関市で高齢者が健康でいきいきと暮らせるようにするには、どうすれば良いか



1 人口に占める高齢者（65歳以上）の割合。

2 介護保険制度により受けることのできるサービス（在宅サービス、施設サービス等）。

基本方向

○高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいをもって安心して生活できるよう、生活支援サービス³の充実を図るとともに、生涯現役社会⁴づくりに向け高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の知識・技能等を活かした地域づくり活動、ボランティア活動等を支援します。

施策体系図

高齢者福祉の充実

高齢者福祉サービスの充実

生涯現役社会づくりの推進

疾病予防・介護予防の推進

各事業の方向

1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で暮らし続けられるよう、デイサービス⁵やショートステイ⁶、配食⁷、介護用品・日常生活用具等の給付、訪問理美容サービス等の充実に努めます。

また、独り暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、急病等の緊急時に備えて緊急通報体制の整備に努めます。

(2) 高齢者福祉施設等の整備充実

地域の特性に応じた高齢者福祉に資する公的施設の維持管理に努めるとともに、民間法人の行う高齢者福祉施設等の整備を支援します。

2 生涯現役社会づくりの推進

(1) 高齢者の社会参加の促進

高齢化⁸の進展を踏まえ、高齢者等の就業機会の確保と健康保持、補助的収入の取得等生きがい対策を図るため、シルバー人材センター⁹の円滑な活動を支援します。

地域の老人クラブ活動や介護予防活動に対する支援、高齢者の生きがいや世代間交流につながる各種行事の開催等、地域の特性を活かした環境整備、活動支援等を通して、高齢者がいきいきと活動する地域づくり・まちづくりを推進します。

3 自立した生活を支援するための、介護保険制度以外のサービス（配食や訪問理美容サービスなど）。

4 全ての人が、高齢期を迎えても、仕事やボランティアなど様々な分野でいきいきと活躍できる社会。

5 日常生活上の支援（食事、入浴など）や日常動作向上のための支援を日帰りで行うサービス。

6 施設に短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や日常動作の訓練を行うサービス。

7 栄養管理や安否確認が必要な高齢者に、定期的に食事を配達するサービス。

8 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。

9 定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う社団法人。労働省令で定める基準に基づき、都道府県知事が指定する。

障害者福祉の充実

3 疾病予防・介護予防¹⁰の推進

(1) 地域保健、健康づくり対策の充実

安心して豊かにいきいきと暮らすことができるよう健康教育、健康相談等の充実を図り、高齢者の生活機能低下を早期に発見し、要支援・要介護状態になることの予防に努めます。

また認知症¹¹に関する正しい知識の普及のため、認知症サポーター¹²の養成に努めるなど、認知症への対応を支援します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
高齢者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実 ●生活支援サービスの充実（配食、軽度生活援助、デイサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付、訪問理美容サービス、介護用品の支給等） ●緊急通報体制の整備 高齢者福祉施設等の整備充実	市 市 民間・市
生涯現役社会づくりの推進	高齢者の社会参加の促進 ●シルバー人材センターの活動支援【再掲】 ●老人クラブ活動に対する助成 ●介護予防に資する地域活動等に対する支援	市 市 市
疾病予防・介護予防の推進	地域保健、健康づくり対策の充実 ●健康教育、指導の充実【再掲】 ●認知症予防対策の充実	市 市



ふくふく健康のつどい

現状と課題

障害のあるすべての人が、他の人と平等の選択の自由をもって生活を営むことができる社会の実現が求められています。

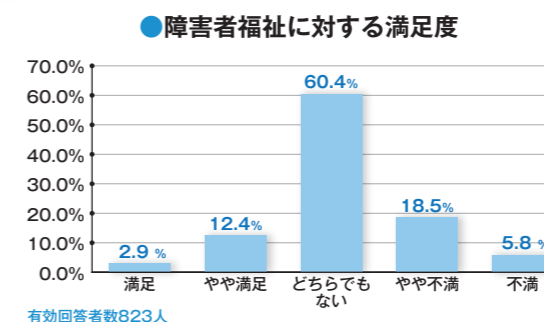
障害者が住み慣れた地域で生活を営むには、地域社会からの孤立・隔離を防止するために必要なサービスを受けることができる環境づくりが必要です。

平成18年4月に障害者自立支援法¹が施行され、サービスを利用する人が利用したサービスの量や所得に応じた負担を負う制度（応益負担）に改められたことから、障害者やその家族、また福祉事業関係者から、利用者の負担軽減を始めとする法制度の見直しが強く求められました。

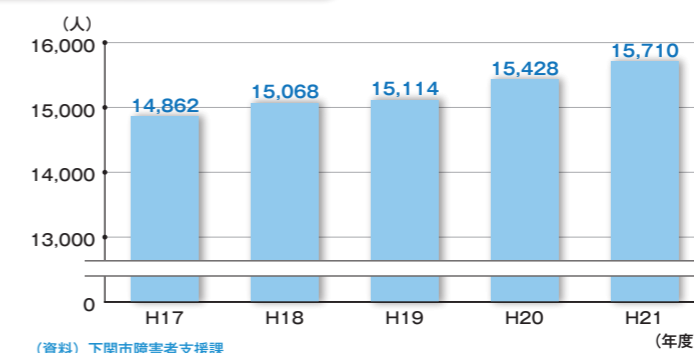
この結果、平成22年1月の障害者自立支援法違憲訴訟に係る原告と国の基本合意を契機に、現行法の見直しが検討されています。

このようなことから、地域の特性に応じた障害福祉サービスを計画的に充実していくことが求められています。

市民アンケート調査結果



身体障害者手帳・療育手帳所持者数の推移



¹⁰ 介護が必要な状態（要介護状態）になることをできる限り防ぎ、もしくは遅らせること。また要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

¹¹ 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。

¹² 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者。

¹ 障害の種別にかかわらず、どの障害の人も共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指す制度のこと。

基本方向

○障害者や家族介護者のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実、社会福祉施設等の整備を図るとともに、障害者の地域社会からの孤立・隔離の防止に向けて、社会福祉法人等との連携に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1 障害者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して、生きがいのある生活を送れるよう、自立支援給付等の障害福祉サービスを提供するとともに、福祉タクシー助成²制度、居宅介護³等支援事業、障害者生活支援等に取り組み、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援事業を推進します。

(2) 障害のある児童等に対する支援の充実

障害のある児童の日常訓練、機能回復訓練等、在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

(3) 福祉医療費助成の充実

障害者に適切な医療が受けられるよう重度心身障害者⁴医療費の助成、自立支援医療給付⁵等、各種医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。

(4) 障害者福祉施設の整備充実

障害のある方の利用施設の整備に取り組み、利用者の地域での生活基盤の確保及び社会参加の促進を図ります。

2 障害者の地域社会からの孤立・隔離の防止

(1) 障害者の生きがい対策の支援

障害者自身が、主体性、自主性をもって積極的に社会参加に取り組めるよう、福祉作業所等の運営をはじめとする就労支援、スポーツ行事等への参加を促進します。

(2) 啓発・広報活動の推進

障害者が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、ノーマライゼーション⁶理念の普及・啓発に取り組み、行政をはじめ、民間企業、NPO⁷、市民等の地域社会の構成員がお互いに支え合う環境づくりを推進します。

(3) コミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援ツールのユニバーサル化⁸を目指し、音声コード⁹等の普及を推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
障害者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実 ●福祉タクシー助成制度の充実 ●居宅介護等支援事業、デイサービス ¹⁰ 、ショートステイ ¹¹ 等の充実 ●障害者生活支援の充実 障害のある児童等に対する支援の充実 ●在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 福祉医療費助成の充実 ●重度心身障害者医療費の助成 ●自立支援医療給付 障害者福祉施設の整備充実	市 市 市 市 市 市 市
障害者の地域社会からの孤立・隔離防止	障害者の生きがい対策の支援 ●福祉作業所等の運営に対する支援 ●スポーツ行事等への参加促進 啓発・広報活動の推進 ●ノーマライゼーション理念の普及・啓発 コミュニケーション支援の充実 ●コミュニケーション支援ツールのユニバーサル化	市 市 市

6 障害者を社会から分離するのではなく、障害者も健常者も、共に住み共に生活できるような社会にすること。

7 Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

8 国籍・文化・年齢・性別・能力を問わず、全ての人が安全で安心して利用できるようにすること。

9 視覚障害者向けに、紙に印刷された文字情報を、音声化出来るような情報に変換したコード。

10 障害者の創作的活動又は生産活動機会を提供するとともに、社会との交流を促進する。

11 障害者（児）を自宅で介護する人が病気等で一時的に介護ができなくなった場合に、施設において、お風呂の世話、トイレの世話、食事等の介護その他、日常生活上の世話およびリハビリを行うサービス。

2 年1冊（48枚綴）のチケットを交付し、1回の乗車につき乗車料金の500円を助成するもの。

3 障害者の家にホームヘルパー・介護者等を派遣し、掃除・洗濯・食事・入浴などの日常生活の支援を行うこと。

4 身体、知的または精神障害があるために長期にわたり日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受ける人を指す。

5 これまで異なる法律に基づいてサービスが提供されていた、精神通院医療、更生医療、育成医療を「自立支援医療」とし、サービスの支給決定を全国的に一定の基準に沿って行うこと。

児童福祉の充実

現状と課題

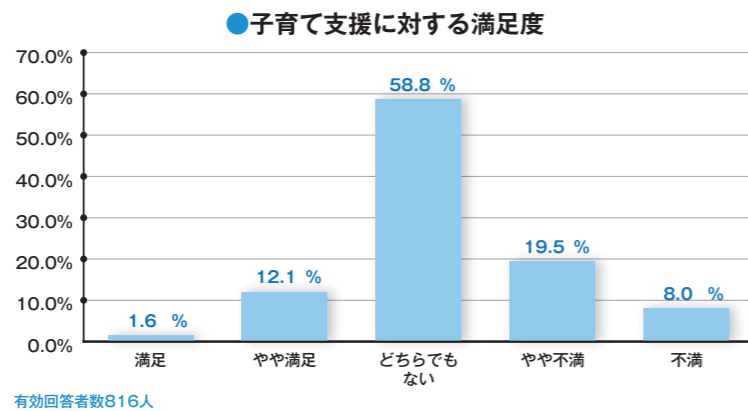
共働き世帯の増加、核家族化の進展などによる家庭や家族の形態の多様化、地域のつながりの希薄化などの社会環境の変化に伴い、子育てに関する不安や負担を感じる保護者の増加等、家庭での子育て力の低下や地域の教育力の低下が指摘されています。また、少子化の進展、児童虐待や子どもの貧困¹等も大きな社会問題となっています。

このため、子育て支援においては、児童の権利に関する条約²の基本理念を踏まえ、次代を担う子どもの利益を最大限に尊重することが重要であり、子育てのニーズに的確に対応した様々な保育サービスなど家庭における子育て支援の充実を図るとともに、地域の子育て団体のネットワーク化など、地域一体となった安心して子育てができる環境づくりが必要です。

中でも多様な保育ニーズに対応するため、公立・私立保育所の適正な役割分担や、幼稚園と保育所の連携をさらに進めることが求められています。

また、子育てと仕事の両立を応援する社会づくりのためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス³）の実現を社会全体の運動として推進していく必要があります。

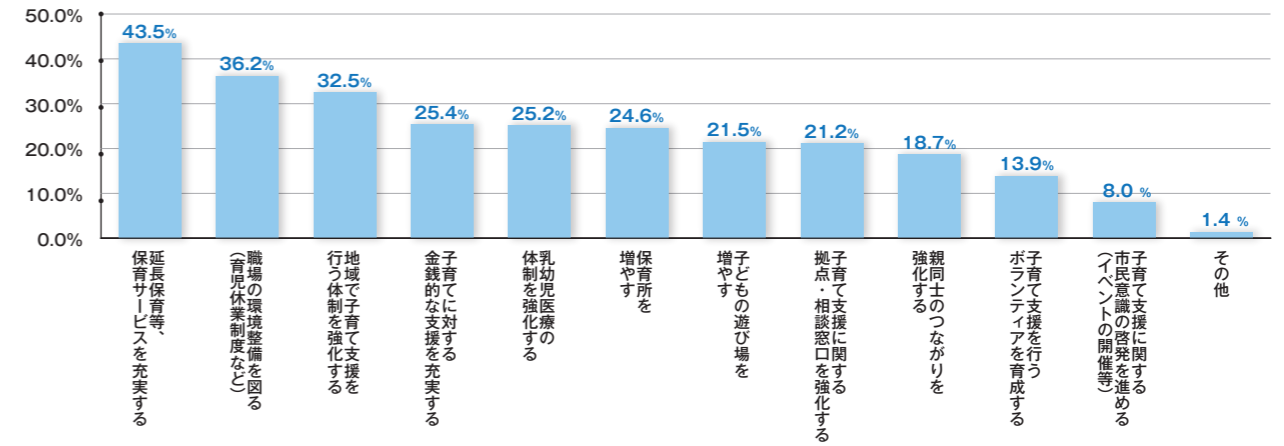
市民アンケート調査結果



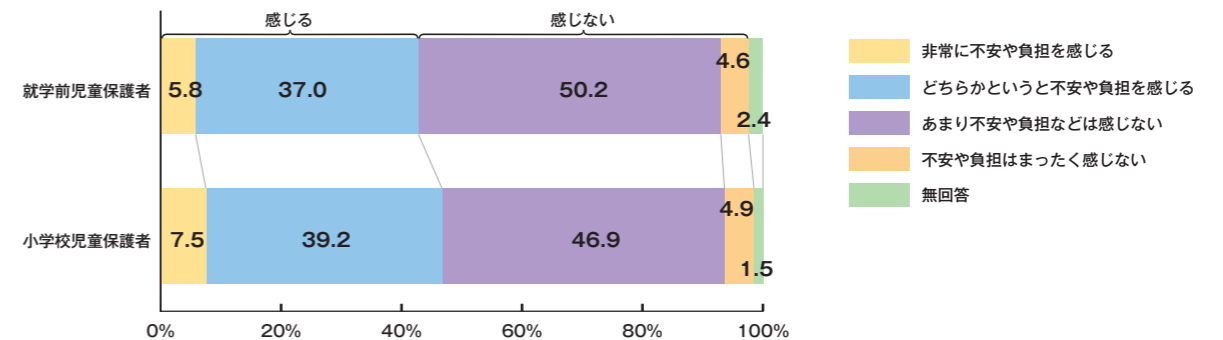
1 子どもが親の収入減や親との離別等により経済的に困難な状況に陥ること。
 2 子どもの権利条約ともいう。児童（18歳未満の者）の権利について定められている国際条約。日本は1994年に批准。児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとすることが規定されている。
 3 仕事と生活の調和。働き方の見直しなどにより、仕事と私生活を両立させ、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

●下関市で安心して子育てができるようにするには、どうすれば良いか

有効回答者数862人（複数回答）



子育て支援に関するアンケート調査結果：子育てに関する不安・負担感



（資料）下関市こども課「子育て支援に関するアンケート調査」（H21）

基本方向

- 子どもを育てる社会環境が変化しており、多様化する保育需要に適切に対応するため、様々な保育サービスを充実するほか、乳幼児医療費助成⁴の充実など子育て家庭への支援充実を図ります。
- 地域一体となった安心して子育てができる環境づくりのため、児童館、地域子育て支援センター等の充実や子育てサークル⁵等のネットワーク化等、社会全体で子育てを支援する次世代育成支援⁶を推進します。

4 健康保険制度に加入している義務教育就学前（小学校入学前）までの乳幼児を対象に、医療費のうち、医療保険適用の自己負担額を公費助成する制度。
 5 共通の関心や趣味を持つ人たちの集まり。
 6 国や地方公共団体、企業等が、次代を担う子どもや、子どもを育てる家庭に対して支援を行う取り組み。

施策体系図



各事業の方向

1 家庭への子育て支援

(1) 子育て支援の充実

全ての子育て家庭において適切な子育て情報が行きわたるよう、情報提供体制・相談体制の充実を図るとともに、地域社会全体で子育てについての正しい理解が深まるよう、家庭や子育てについての意識啓発活動を推進します。

また、共働きの子育て家庭が増加し、就業構造の変化や就労形態の多様化等により、保育サービスへのニーズも多様化しているため、児童クラブ⁷の充実等、子育てと仕事の両立に向けた各種支援事業に取り組みます。

(2) 児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実

地域ごとの保育が必要な児童の状況を踏まえつつ、保育所の再編、整備に努めるとともに、保育サービスについて、延長保育、障害児保育等様々なサービスの充実等に努め、保育ニーズの多様化に対応します。

特に、幼稚園、保育所の児童数の動向に注視し、児童の適正な集団規模を確保するとともに、地域における子育て支援機能強化を図ることを目的に、幼稚園と保育所の一体的な運営を行う幼保一体化⁸を推進します。

また、保育に関する市民の負担に対しては、保育料の適正な見直しを行います。

(3) 乳幼児医療助成の充実

子どもの病気やけがに対する経済的な支援として、乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の充実を図ります。

2 地域社会での子育て支援

(1) 次世代育成支援の推進

子育て環境の変化や地域の特性を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画⁹を推進し、子どもたち及び親子の健全な交流の場を確保するため、児童館や地域子育て支援センターの整備充実に努め、下関駅にぎわいプロジェクト¹⁰においては次世代育成支援拠点施設を整備

⁷ 保護者等の就労などによって、放課後、家庭で適切な保育を受けることのできない児童（原則として小学校1年生から3年生まで）を預かるサービス。
⁸ 幼稚園と保育所について、それぞれの特徴を生かしながら一体的に運営すること。
⁹ 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て家庭の支援を地域全体で推進していくための計画。本市では「下関市次世代育成支援行動計画「For Kids」プラン2005」として平成17年3月に策定し、22年3月には、計画期間を22年度から26年度までとする新たな計画「For Kids」プラン2010」を策定した。
¹⁰ 下関駅周辺を含めた賑わいを創出することや、駅から賑わいを発信することを目的に、開発ビル、集客施設・立体駐車場、駅前広場など駅周辺の整備を行う事業のこと。

してまいります。

また、子育てを地域で支えるため、子育てボランティアへの助成や母親クラブ等の活動に対する支援を強化し、子育てサークル等のネットワーク化を推進します。

さらに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して社会全体への啓発活動を進めます。

(2) 児童虐待の防止

地域ぐるみで子どもが健やかに育成されるよう、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、児童相談所等と連携を図りつつ、児童虐待の早期発見や未然防止に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
家庭への子育て支援	子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する情報提供体制・相談体制の充実 ● 家庭や子育てについての意識啓発活動の推進 ● 児童クラブの充実 児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育料の適正な見直し ● 延長保育、障害児保育等の充実 ● 保育所の再編、整備 ● 幼保一体化の推進 乳幼児等医療費助成の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児医療費助成制度の充実 ● ひとり親家庭等医療費助成制度の充実 	市 市 市 市 市 市 市
地域社会での子育て支援	次世代育成支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 母親クラブ等の活動に対する支援 ● 地域子育て支援センターの充実 ● 次世代育成支援行動計画の推進 ● 児童館の整備充実 ● 放課後子ども教室の充実 ● 次世代育成支援拠点施設の整備 ● 子育てサークルのネットワーク化 児童虐待の防止 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域、児童相談所との連携強化 	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市

母子・父子福祉の充実

現状と課題

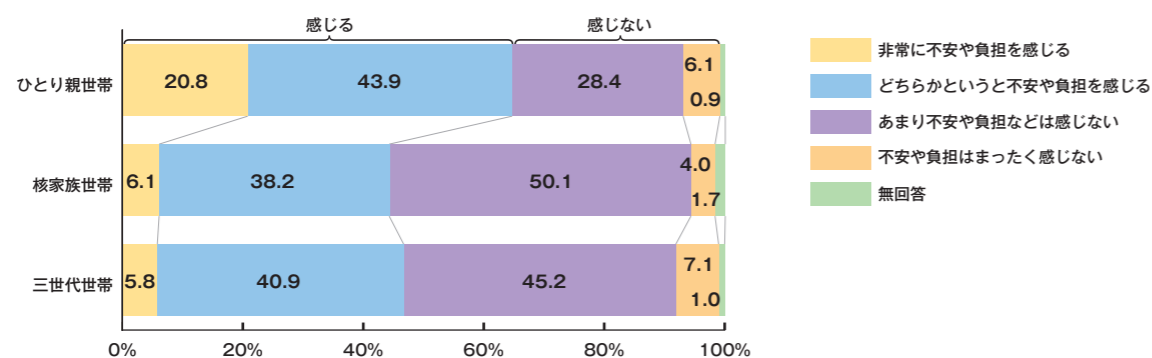
近年、母子・父子のひとり親家庭を取り巻く諸状況は変化し、子どもたちの健全な育成を図ることが困難な状況にあり、子育て等の様々な悩みや不安を持つ家庭が多くあります。特に、母子家庭は、収入が低く生活環境は厳しい状況にあります。

このため、ひとり親家庭の精神的・経済的基盤の確立に向けた、母子・父子福祉の充実が課題となっています。また、ひとり親家庭の当事者同士が気軽に相談し合える当事者団体の育成が必要となっています。

本市では、これまでひとり親家庭からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、資格取得や求職活動に関する支援、ひとり親家庭への医療費の補助等、相談活動の充実や各種援助対策を推進してきました。

今後も市民のニーズに的確に対応したひとり親家庭の自立の促進に向けた総合的な対応を行っていく必要があります。

子育て支援に関するアンケート調査結果：子育てに関する不安・負担感



(資料) 下関市こども課「子育て支援に関するアンケート調査」(H21)

基本方向

○母子・父子家庭の子育てのための支援システムをさらに充実し、母性の保護と自立支援、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

施策体系図

母子・父子福祉の充実

自立・援助対策の充実

各事業の方向

1 自立・援助対策の充実

(1) 自立・支援対策の充実

母子・父子家庭等の保健の向上と、その生活の安定と福祉の増進を図るため、また、対象者のうち低所得者の自立を促進させる一助として、経済的支援とともにひとり親家庭等医療費助成制度の充実を図ります。

また、母子・父子家庭等の福祉の向上を図るため、母子生活支援施設の適切な管理運営を行い、ひとり親家庭等に関するあらゆる相談を受ける窓口を設けます。さらに、母子の抱える諸問題に対応するため、母子自立支援員の資質の向上を図るとともに、自立支援給付金制度を活用するなど、必要な情報の提供や指導及び支援を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	自立・支援対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成制度の充実 母子家庭自立支援給付金の給付 母子生活支援施設の整備 各種相談事業の充実 	市 市 市・民間 市

低所得者福祉の充実

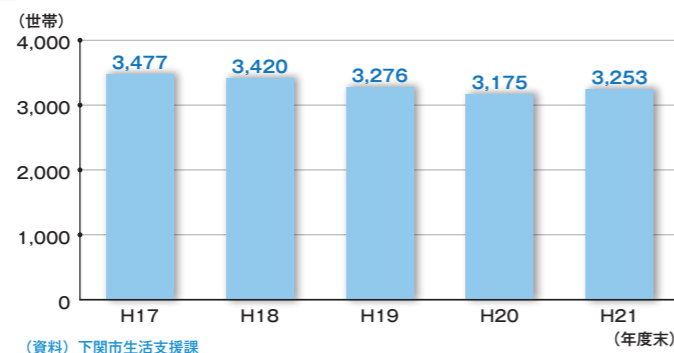
現状と課題

昨今の厳しい経済・雇用情勢の中、解雇や派遣労働者¹の雇止等により、それまでの生活基盤を突然失うという世帯が増加しています。

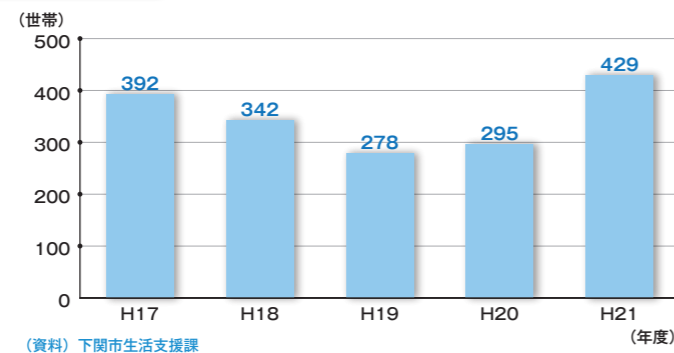
こうした継続的に生活が安定しない低所得者等に対する経済的な支援や技能習得のための支援のほか、傷病等で就労ができない世帯には、生活支援が必要となります。

日常生活において、自立を実現するためには、自己の健康管理、生活管理や地域での支えあいが大切であるとともに、生活支援が必要な市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自らが積極的に地域活動に参加することによって、充実した生活を行うことが求められます。

生活保護世帯の推移



生活保護新規開始世帯数の推移



基本方向

○被保護世帯の実情を充分把握し、健康で文化的な最低限度の生活保障を適正に行うとともに、就労指導等を含めた生活相談体制等の充実を図り自立更生を助長し、安定した生活基盤の形成を促進します。

施策体系図

低所得者福祉の充実

自立・援助対策の充実

各事業の方向

1 自立・援助対策の充実

(1) 自立・援助対策の充実

自立・援助対策の充実に向け、生活保護制度の適正な運営と、広域的な推進体制の整備を図ります。

生活保護が必要な世帯のうち就労を阻害する要因のない者等に対し、就労を開始するための支援を行い、自立助長²の促進を図ります。

就労支援については、職業安定所等関係機関との密接な連携を図りながら、専門知識に精通する就労支援員を設置することにより、就労開始の支援を行い、就労の開始による世帯の自立を促します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	自立・援助対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な推進体制の整備 ● 生活保護制度の適正な運営 ● 民生委員等の活動の充実 ● 関係機関との協力による就労指導等 ● 救護施設³の整備充実 	市 市 市 市 市

¹ 派遣社員のこと。雇用関係のある会社から他の会社に派遣されて働く労働者。

² 経済的、社会的、心理的、身体的などトータルに自立が果たせるように処遇すること。

³ 身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設。

介護保険事業の充実

現状と課題

平成12年度から全国一斉に介護保険制度¹が開始され、本市においては開始年度に介護が必要であると認定された認定者数は9,309人でしたが、平成21年度には6割増の15,510人となっています。

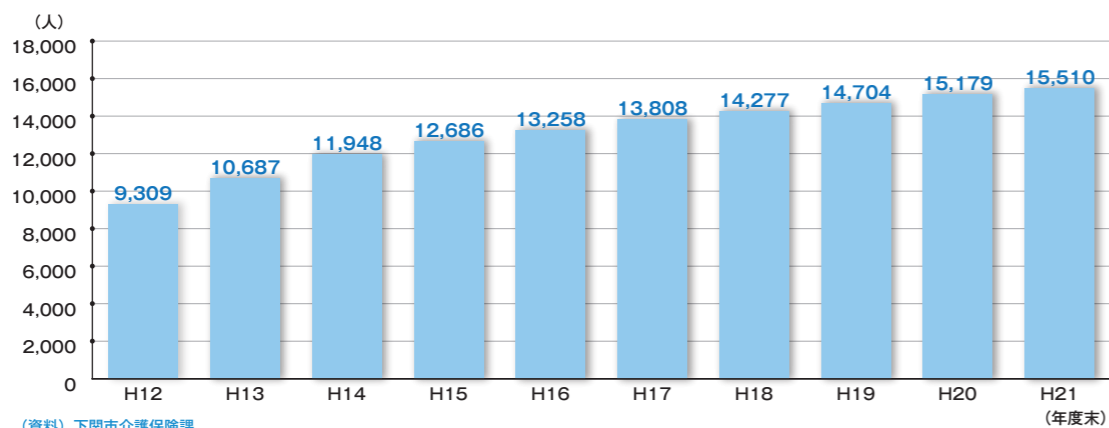
また、介護保険の給付費も平成12年度13,063,283千円であったのが、平成21年度20,530,019千円と増大しています。

介護保険は、市民の老後の不安に応える不可欠な制度であり、高齢化²が一層進展している本市において、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。

このような中で、将来にわたり市民生活の安心を支え続け、認知症³や一人暮らし高齢者の増加等の課題にも対応できる制度となるよう、サービス体系の見直しが常に必要とされています。

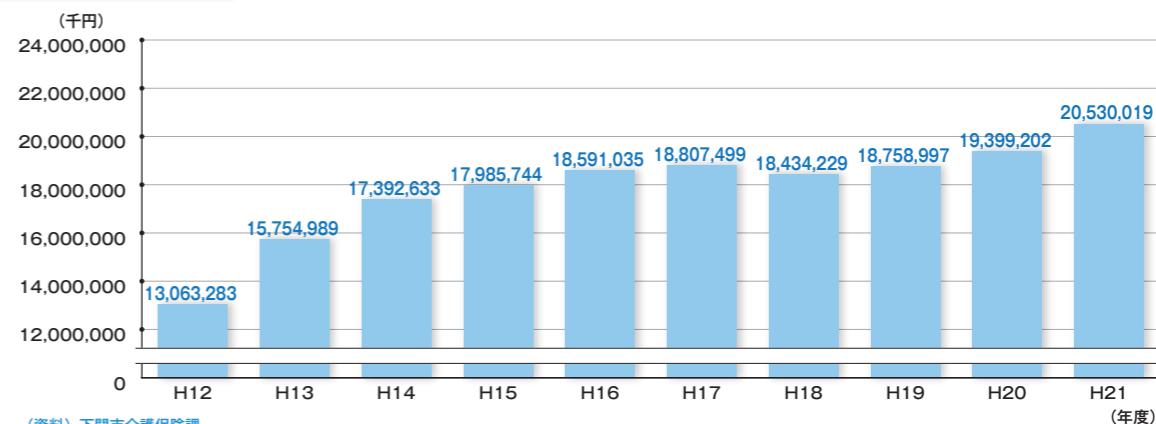
サービスの質の確保・向上を図るため、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制⁴の見直しを行うことなどにより、制度を予防重視型システムへ転換する体制づくりをさらに進めることが課題となっています。

要介護認定者数の推移



(資料) 下関市介護保険課

保険給付費の推移



(資料) 下関市介護保険課

基本方向

- 介護保険事業のもとで利用者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関と連携し、各種介護保険サービスの供給量の確保及び質の向上に努めます。
- 適切な事業運営に向け、需要動向等を踏まえた定期的な事業計画の見直しを行います。

施策体系図

介護保険事業の充実

介護保険の適正な運営

各事業の方向

1 介護保険の適正な運営

(1) 介護保険制度の充実

増大する介護ニーズに対応しつつ、より良質なサービス提供に努め、介護が必要となる段階に至る前から効果的な介護予防⁵サービスを提供することができるよう、地域包括支援センターを中核とした総合的な「介護予防システム」を推進します。

また、新たなサービス体系として、認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように、その地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供できるよう「地域密着型サービス」の充実に努めます。

生活基盤が比較的弱い低所得者に対しては、介護保険料等の負担の軽減を図ります。

1 40歳以上の方が被保険者となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払い、介護サービスを利用することができる社会保険制度のこと。
 2 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。
 3 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。
 4 介護サービスに関する相談業務、ケアプラン作成、サービス提供の確保から管理までを行い、最適な介護環境のアドバイスをすること。

5 介護が必要な状態（要介護状態）になることをできる限り防ぐ、もしくは遅らせること。また要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
介護保険の適正な運営	<p>介護保険制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正かつ安定した制度の運営 ● 介護（予防）サービスの充実（在宅、施設） ● 地域支援事業の充実 ● 低所得者対策の推進 	<p>市 市 市 市</p>